

よくある質問 ～宿泊施設用～

R4.11.7 現在

Q 山口県の新型コロナ対策取組宣言店であるが、岩国市新型コロナウイルス感染予防対策実施店へ加入とみなしてもらえますか？

A ・岩国市新型コロナウイルス感染症予防対策実施店は、お客様が、安心・安全に店舗等をご利用いただけるよう、感染予防対策を実施している事業者の店舗等を紹介・応援する制度（無料）です。

・「岩国市観光クーポン券発行事業」は、岩国市の補助金により実施する制度です。お客様に安心・安全な店舗のご利用を紹介するためにも、岩国市新型コロナウイルス感染予防対策実施店への加入登録をお願いしております。

Q 岩国市新型コロナウイルス感染予防対策実施店に登録していない場合は、どうしたらよいですか？

A 岩国市環境施設課（0827-29-5035）に電話または岩国市役所のHPでご確認のうえご登録をお願いします。なお、次の団体は申請書の受付を行っています。会員の方はお尋ね下さい。岩国商工会議所、岩国西商工会、やましろ商工会、岩国市商工連盟連合会、山口県飲食業生活衛生同業組合岩国支部（岩国駅前料飲組合）、（一社）山口県食品衛生協会岩国管内食品衛生協会、岩国ホテル旅館組合、山口県理容生活衛生同業組合岩国支部、山口県美容業生活衛生同業組合岩国支部、芸防地区タクシー協会、岩国民主商工会

Q 岩国市観光クーポン券は誰が発行するのですか？

A 岩国市観光クーポン券発行事業推進協議会が発行します。

Q 岩国市観光クーポン券は紙だけですか？

A 紙のクーポンのみです。

Q 岩国市観光クーポン券の券種にはどのようなものがありますか？複数枚利用は可能ですか？

A 1,000円券の1種類です。複数枚の利用は可能です。

Q 岩国市観光クーポン券の利用期間はいつですか？

A 令和4年9月1日（木）から令和5年1月9日（日）までとし、令和5年1月8日（日）以前のチェックイン日で令和5年1月9日（月）までをチェックアウト日とする場合、当該チェックアウト日までとします。

Q 令和4年9月1日より前に令和4年9月1日以降の宿泊を申し込んだが、岩国市観光クーポン券発行の対象になりますか？

A あくまで、該当宿泊施設のチェックイン時に申請取得するので令和4年9月1日以降にチェックインされた時点で対象となります。

Q 一人当たり宿泊費（税込）が@4,000円未満の場合、岩国市観光クーポン券は発行されますか？

A 発行されません。（無料宿泊者や宿泊費（税込）@4,000円/人未満の小人等は対象になりません。）

Q 宿泊費は、割引前の金額で考えて良いのですか？

A 宿泊施設独自の割引があれば、割引後の金額になります。ただし、国や県が実施する施策によるものは、割引適用前の金額となります。その際、割引前の宿泊代金を確認できるものを提出していただいでください。(携帯で撮影したものでも良い)

Q クーポン券が誤記入 (VOID)・取消変更に伴い回収した場合はどうすればよいですか？

A 両面に赤字で×印をつけ、使用できないようにしてください。使用できなくなったクーポン券の情報もクーポン券発行実績報告書にそれぞれ記載してください。

使用できなくなったクーポン券は、在庫分と合わせて事業終了後回収いたしますので、事業終了後の最終報告時まで保管いただきますようお願いいたします。取消・変更に伴う回収の場合は、不正使用の無いよう回収後確実に使用できないようにしてください。(宿泊者による破損したクーポン券は、表面の通し番号が確認できないもの及びクーポン券と認識できないものは無効となり併せて未使用分として回収します。)

Q 岩国市観光クーポン券を利用する前に、半券を切り取ってしまったが、そのまま利用できますか？

A 半券が切り取られた岩国市観光クーポン券は無効となります。利用前に半券を切り離すことのないよう、クーポン券の保管には、くれぐれもご注意ください。宿泊者にお伝えください。

Q 宿泊者が使用しなかった岩国市観光クーポン券は払い戻しできますか？

A 払い戻しはできません。

Q 宿泊者が岩国市観光クーポン券を紛失したが、再発行はできますか？

A 再発行はできません。

Q 宿泊施設で岩国市観光クーポン券を紛失、滅失、盗難に遭った場合、再発行はできますか？

A 再発行はできません。紛失等の相当額を保証していただきます。(万が一、宿泊の実態と合わない虚偽の申請が行われた場合など、悪質な事例が発生した場合、またクーポン券の盗難、紛失、滅失等については、必要に応じ報告を求め、調査を行うとともに法的措置をとらせていただく場合がございます。)

Q 岩国市観光クーポン券の利用可能時期については、クーポン券に印字されますか？

A 岩国市観光クーポン券を発行する際には、別にお渡しするゴム印で必ず有効期間を押印して宿泊者にお渡しください。

Q 岩国市観光クーポン券を第三者へ譲渡、販売、物品への交換などできますか？

A できません。

Q 宿泊施設は宿泊者に渡した岩国市観光クーポン券の券番の管理は必要ですか？

A 券番は必ず管理してください。岩国市観光クーポン券配付実績報告書に記入していただき、クーポン券の利用状況と在庫の報告を月2回お願いいたします。

- Q** 宿泊施設において、宿泊料金の支払いに岩国市観光クーポン券を利用できますか？
- A** 利用できません。ただし岩国市観光クーポン券取扱店舗に登録している宿泊施設であれば、宿泊代金以外の飲食や売店等でのお支払いに充てることができます。
- Q** 宿泊施設内に飲食店やお土産物店がある場合、岩国市観光クーポン券取扱店舗に登録できますか？
- A** できます。宿泊施設として参加事業者登録をしていた場合でも、宿泊者からのクーポン券の受け取りとクーポン券の換金請求には、別途岩国市観光クーポン券取扱店としての登録が必要となります。ただし、宿泊代金の支払いを岩国市観光クーポン券で行うことはできません。
- Q** GoToトラベル事業の地域共通クーポン取扱店として登録していれば、岩国市観光クーポン券の取り扱いはできますか？
- A** できません。岩国市観光クーポン券取扱店として、改めて登録してください。
- Q** 岩国市観光クーポン券はあらかじめ一定の数量をいただけるのですか？
- A** 予め一定数のクーポン券をお渡しします。クーポン券の利用状況と在庫のご報告を月 2 回していただきますので、その都度、対応いたします。配付が進まないなど、状況によっては、クーポン券の回収もあります。ご了承ください。
- Q** 宿泊施設から岩国市観光クーポン券を宿泊者に渡すときに、そのクーポン券の使用先を自ら提携している事業者限定できますか？
- A** できません。
- Q** 宿泊代と入浴料を別にもらっている場合は入浴料にクーポン券は使えますか？
- A** セットとしての販売でなければ使えます。宿泊施設として参加事業者登録をしていた場合でも、宿泊者からのクーポン券の受け取りとクーポン券の換金請求には、別途岩国市観光クーポン券取扱店としての登録が必要となります。
- 例：1泊朝食付（入浴料は別）4,500円⇒○ 入浴のみのサービス⇒○
- Q** 修学旅行やその他の団体旅行についても岩国市観光クーポン券を配付できますか？
- A** 配付できます。
- Q** 新型コロナウイルスの感染拡大により、岩国市観光クーポン券発行事業が停止される場合はありますか？
- A** 感染状況により、事業の変更・休止・中止することがあります。その場合は速やかにお知らせします。